

板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱

(令和5年7月7日区長決定)

(令和6年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立特別養護老人ホームの民営化に伴い、次条第1項の法人に対し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホーム（同項各号に掲げる施設に限る。以下「特別養護老人ホーム」という。）の経営に係る経費の一部を補助することにより、利用者サービスの維持向上を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象は、次に掲げる施設を設置し、特別養護老人ホームの事業を適正に運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）とする。

- (1) 特別養護老人ホームみどりの苑（所在地：東京都板橋区前野町五丁目9番3号）
- (2) 特別養護老人ホームいずみの苑（所在地：東京都板橋区東坂下二丁目2番22号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは交付の対象としない。

- (1) 法人住民税を滞納している法人
- (2) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。

3 次の各号のいずれかに該当する法人に対しては、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指導に限る）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(補助金の交付対象経費及び算定基準)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び算定基準は、別表のとおりとし、実績に基づき区の予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付に係る条件)

第4条 補助金の交付に係る条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた法人は、当該補助金を特別養護老人ホームみどりの苑又は特別養護老人ホームいずみの苑の運営に要する経費に充てること。
- (2) 補助金の交付を受けた法人は、区長の求めがあったときは、当該補助金の交付に係る事業（以下「補助事業」という。）の遂行の状況を書面により区長に報告すること。
- (3) 補助金の交付を受けた法人は、当該補助金の交付に係る補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に書面により申請し、区長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに、板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 予算書
- (4) その他区長が必要と認めたもの

(変更交付申請)

第6条 この補助金の交付申請内容を変更しようとする申請者は、別に定める日までに補助金変更交付申請書（別記第4号様式）を作成し、次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 補助金所要額変更調書（別記第5号様式）
- (2) 事業変更計画書（別記第6号様式）
- (3) その他区長が必要と認めたもの

(交付決定通知等)

第7条 区長は、第5条の規定による交付申請を受けた場合であって、その内容が適当と認めたときは、板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により、不適当と認めたときは不交付決定通知書（別記第8号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 区長は、前条の規定による変更交付申請を受けた場合であって、その内容が適当と認めたときは、板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金変更決定通知書（別記第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 区長は、申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を第4条第1項に定める用途以外に使用したとき。
- (3) 第6条の規定により補助事業を変更、中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了したとき、又は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第10号様式）を作成し、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 精算書（第11号様式）
- (2) 事業実績報告書（第12号様式）
- (3) 基準適合状況報告書（第13号様式）
- (4) その他区長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告書に基づき、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、第7条で決定した額を上限として、実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第14号様式）により、申請者に通知する。

(交付請求)

第11条 申請者は、第7条1項の規定による交付決定後、又は前条の規定による額の確定後において補助金を請求するときは、請求書（別記第15号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付方法)

第12条 この補助金は、2回に分けて交付するものとし、各回の交付額は次に掲げる表1による。また、交付決定額と交付確定額に差額が生じた場合は、第2回の交付額により調整することとする。

表1 交付額の交付割合

第一回	第二回
第7条の規定による交付申請に基づく決定額のうち5割を交付する。	第10条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したのち、第1回交付額を差し引いた額を交付する。

(補助金の返還)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に補助金の返還を請求する。

- (1) 第8条の規定により交付の決定を取り消した場合
- (2) 第一回の交付額が交付確定額を超えている場合

(違約加算金及び延滞金)

第14条 区長は、前条第1号の規定により補助金の返還を求めたときは、申請者に補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

- 2 区長は、補助金の返還を求めた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 区長は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(違約加算金の充当)

第15条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を求めた場合において、申請者の納付した金額が返還を求めた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求めた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第16条 区長は、第14条第2項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(関係書類の管理保管等)

第17条 申請者は、補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした帳簿を備え、収支の事実に係る証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(準用)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び要件に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほかこの事業の施行に必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分			基準額等
利用者サービスの維持向上のための支援	評価加算	1 医療対応強化支援加算	付表第1号に掲げる額
		2 努力・実績加算	付表第2号に掲げる額
	3 サービス評価・改善計画加算		付表第3号に掲げる額

（注）年度中に定員の増・減員を行った施設における算定基準の定員、月数及び金額（年額・月額）については、原則として、その日付の属する月から当該年度終了時までの月数に応じて、新たに算出するものとする。ただし、7「努力・実績加算」については、付表第2号を考慮するものとする。

付表第1号

評価加算「医療対応強化支援加算」の補助額

1. 夜勤看護職員配置加算

（単位：千円）

配置状況等		基準額
（1）夜勤時間帯を通じて、右記のとおり看護職員を配置している。	週1日以上3日未満	200
	週3日以上7日未満	400
	週7日	600
（2）施設内に看護職員が不在の時間帯の間、常時、オンコール体制をとっている。		100

（注）夜勤時間帯とは、午後10時から午前5時までを含む連続する16時間で、施設で任意で定める時間とする。

2. 配置医勤務時間加算

（単位：千円）

配置状況等	基準額
（1）配置医（非常勤を含む）の勤務時間が常勤換算方法で0.5を満たしている。（ただし、入所者が100を超える施設は、0.5に加えさらに常勤換算方法で入所者を200で除した数以上を満たすこととする。）。	2,000
（2）施設内に配置医師が不在の時間帯の間、常時、オンコール体制をとっている。	100

（注）入所者数の算定に当たっては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日付老企第40号）の規定に従うものとする。また、入所者数には、併設又は空床利用型の短期入所生活介護の利用者は含めない。

付表第2号

評価加算「努力・実績加算」の補助額

- 1 以下の(1)～(18)の項目について、令和6年度の各施設の実績が、指標数字に示す割合等を超えている場合、当該項目のポイントを獲得したものとし、各施設が獲得したポイントを合計した総ポイント数に応じた額を加算（ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）

ポイントの項目及び指標数字

No.	項 目	指 標 数 字	ポイント数
(1)	サービス提供体制等	介護・看護職員の増配置(2:1) 令和6年4月1日時点において、介護・看護職員の配置が、入所者2人に対して常勤換算で1以上配置している。 (2:1以上配置→入所者100名の場合50名以上を配置)	5
(2)		外国人介護職員の活用 外国人が働きやすい環境を整備し、令和6年4月1日時点において、1年以上継続雇用している常勤(雇用形態に関わらず、当該施設の就業規則で定められた常勤の職員が勤務すべき時間数を勤務する者)の外国人介護職員がいる。	2
(3)		介護職員の医療対応力向上 令和6年4月1日時点において、介護職員のうち、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録をした者を配置するとともに、介護職員に対し当該研修の受講機会の確保や特定行為業務従事者の登録を支援している。	2
(4)		専門的看護師の配置 令和6年4月1日時点において、専門看護師又は認定看護師の資格を有する者、特定行為研修を受けた看護師を配置している。	3
(5)		職員定着率の向上① 令和6年4月1日時点において、令和5年4月1日時点に在籍していた介護職員の定着率が85%以上（離職率が15%以下）	5
(6)		職員定着率の向上② チューター制度を導入した上で、新規採用職員向けの教育プログラム（施設内研修）を構築している。ただし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に職員を採用した施設は、教育プログラム（施設内研修）を実施している。	3
(7)		介護職員のメンタルケア対策の強化 精神的負担が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策の強化を目的として、外部の専門職（医師、公認心理師、精神保健福祉士等）による相談対応を実施している。	5
(8)		育児と仕事の両立の支援 育児と仕事の両立を支援するための休暇制度の整備や男性の育児参加を推奨するための取組等を行っている。	3
(9)		ボランティアコーディネーターの配置 ボランティアコーディネーターを配置した上で、年間37日以上ボランティアを受け入れている。	3
(10)		障害者の雇用 令和6年4月1日時点において、障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を取得されている方）を雇用している。	2
(11)		介護現場のDXの促進 介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーの導入や業務改善に向けた取組を進めることで、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図っている。	3

(12)		自治会等との防災訓練の実施	福祉避難所以外で、災害時の支援に関する協定を区市町村、自治会又は近隣の特養等と締結した上、施設が主催する防災訓練を連携して実施している。ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「事業継続計画に基づく訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	4
(13)	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ	令和6年4月1日時点において、身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がない等）を入所者の5%以上受け入れている。	5
(14)		透析が必要な要介護者の受入れ	透析を要する入所者の受入体制を構築した上で、受け入れを実施している。	3
(15)		社福軽減の実施	令和6年4月1日時点において、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（平成12年5月1日付老発第474号の別添2）に基づき、利用者負担額の軽減を実施している。	5
(16)		他の社会福祉法人等との連携による人材育成	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間7回以上又は延べ7日間以上企画して実施している。ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	3
	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間4回以上又は延べ4日間以上企画して実施している。ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。		2	
	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間1回以上又は延べ1日間以上企画して実施している。ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。		1	
(17)		施設の空き情報の適切な提供	入所を希望する希望者の選択に資するよう、「介護サービス情報の公表」の「空き人数」の項目を定期的に更新している。	4
(18)	地域社会への貢献等	福祉避難所としての訓練等の実施	区市町村から福祉避難所としての指定を受けている施設で福祉避難所を運営するための訓練や備蓄等を行っている。ただし、「事業継続計画に基づく訓練の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	4
(19)		次世代への介護の魅力発信	職場体験等により小学校・中学校・高校の児童・生徒を受け入れている。	2
(20)		講座・サロン等の開催	施設の職員が主体となり、近隣の高齢者に対する年間37日以上配食サービスを実施している。または、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年9回以上主催している。ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。	5
	施設の職員が主体となり、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年3回以上主催している。ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。		4	
	施設の職員が主体となり、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年1回以上主催している。ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。		2	

2 施設ごとの加算の方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{施設ごとの加算額} = \text{当該施設の獲得ポイント} \times \text{前々年度東京都特別養護老人ホーム経営支援} \\ \text{補助金における 1 ポイントあたりの単価} \end{array} \right]$$

付表第 3 号

「サービス評価・改善計画加算」の基準額表

補 助 額	補助対象年度
600,000 円	福祉サービス第三者評価（利用者に対する調査を含む）を活用し、サービス改善計画・実施状況を公表する。

（注）実績報告の際に報告書及び領収書の写しを提出すること。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 宛

法人所在地

法 人 名

代表者氏名

施 設 名

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付申請書

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金について、下記により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額調書
第2号様式のとおり
- 3 事業計画書
第3号様式のとおり

担当者
電話番号

第 2 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

法 人 名
代表者氏名
施 設 名

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額調書

1 補助金所要額

（単位：円）

区分	算定基準額	補助金所要額
1 評価加算 「医療対応強化支援加算」		
2 評価加算 「努力・実績加算」		
3 サービス評価・改善計画加算		
合 計		

注）各項目ごとに千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

法人名
代表者氏名
施設名

年度 事業計画書

1 定員及び入所者数（ 年4月1日時点） （人）

定員	入所者数

2 職員配置（ 年4月1日時点） （人）

職種	基準	現員
施設長	1人	
医師	必要数	
生活相談員	入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上	
介護職員又は看護職員	入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上	
栄養士	1人以上	
機能訓練指導員	1人以上	
介護支援専門員	1人以上	

注）常勤換算が適用されるものは、常勤換算後の人数を記入すること

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 宛

法人所在地
法 人 名
代表者氏名
施 設 名

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金変更交付申請書

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金について、下記により関係書類を添えて変更を申請します。

記

- 1 変更申請額 金 円
- 2 板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額変更調書
第5号様式のとおり
- 3 事業変更計画書
第6号様式のとおり

担当者
電話番号

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

法人名

代表者氏名

施設名

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額変更調書

1 補助金所要額

（単位：円）

区分	算定基準額	変更前金額	変更後金額
1 評価加算 「医療対応強化支援加算」			
2 評価加算 「努力・実績加算」			
3 サービス評価・改善計画加算			
合 計			

注）各項目ごとに千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる

第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

法 人 名

代表者氏名

施 設 名

年度 事業変更計画書

1 変更の内容

変更事項	当 初 計 画 内 容	変 更 計 画 内 容

2 変更の理由

--

年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付について、 年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付額 金 円
- 2 申請額の内容 要綱第5条によるもの
- 3 交付条件 (1) 補助金を交付の目的以外に使用しないこと。
(2) 提出した書類に変更生じる場合は、直ちに届け出ること。

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付について、 年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

（理由）

年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請があった板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付について、年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり変更を決定したので通知します。

記

- 1 交付額 金 円
- 2 申請額の内容 要綱第6条によるもの
- 3 交付条件 (1) 補助金を交付の目的以外に使用しないこと。
(2) 提出した書類に変更が生じる場合は、直ちに届け出ること。

第 1 0 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

板橋区長 宛

法人所在地
法 人 名
代表者氏名
施 設 名

実 績 報 告 書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた 年度板橋区特別
養護老人ホーム経営支援補助金について、関係資料を添えて実績を報告します。

- 1 板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金精算書
第 1 1 号様式のとおり。
- 2 事業実績報告書
第 1 2 号様式のとおり。
- 3 基準適合状況報告
第 1 3 号様式のとおり。

担当者
電話番号

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

法 人 名
代表者氏名
施 設 名

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金精算書

（単位：円）

区分	補助金所要額（決定額）	補助金実績額（確定額）
1 評価加算 「医療対応強化支援加算」		
2 評価加算 「努力・実績加算」		
3 サービス評価・改善計画加算		
合 計		

注）各項目ごとに千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

第 1 2 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

法 人 名
代表者氏名
施 設 名

年度 事業実績報告書

1 定員及び入所者数（ 年 3 月 31 日時点） （人）

定員	入所者数

2 職員配置（ 年 3 月 31 日時点） （人）

職種	基準	現員
施設長	1 人	
医師	必要数	
生活相談員	入所者の数が 1 0 0 人又はその端数を増すごとに 1 人以上	
介護職員又は看護職員	入所者の数が 3 人又はその端数を増すごとに 1 人以上	
栄養士	1 人以上	
機能訓練指導員	1 人以上	
介護支援専門員	1 人以上	

注）常勤換算が適用されるものは、常勤換算後の人数を記入すること

第 1 3 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

法 人 名

代表者氏名

施 設 名

年度 基準適合状況報告

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年東京都条例第 4 0 号）及び東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年東京都条例第 4 1 号）について、 年 3 月 31 日現在の施設の適合状況を報告してください。

各々の基準に適合していると判断できる項目には「適」印に ○ を、それ以外（基準に適合していない場合）は、その理由と今後の計画及び達成予定時期を記入してください。

項 目	実施状況・今後の計画（達成予定時期）	
基本方針		適
構造設備の一般原則		適
設備の専用		適
職員の資格要件		適
職員の専従		適
運営規定		適
非常災害対策		適
記録の整備		適
設備の基準		適

職員の配置基準		適
内容及び手続きの説明及び同意		適
提供拒否の禁止		適
サービス提供困難時の対応		適
受給資格の確認		適
要介護認定の申請に係る援助		適
入退所		適
サービス提供の記録		適
利用料等の受領		適
保険給付請求のための証明書の交付		適
入退所の処遇に関する計画（施設サービス計画）		適
処遇の方針		適
介護		適
食事		適
相談及び援助		適
社会生活上の便宜の供与等		適

機能訓練		適
健康管理		適
入所者の入院期間中の取扱い		適
入所者に対する区市町村への通知		適
管理者による管理		適
施設長の責務		適
勤務体制の確保等		適
定員の遵守		適
衛生管理等		適
協力病院等		適
掲示		適
秘密保持等		適
広告		適
居宅介護支援事業者に対する利益供与等		適
苦情処理		適
地域との連携等		適

事故発生 の 防止 及び 発生時の対応		適
会計の区分		適

年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金確定通知書

年 月 日付で申請があった板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付について、 年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付額	金	円
	（うち既交付額	円
	追加交付額	円）

2 申請額の内容 要綱第 9 条によるもの

3 交付条件

- （1）補助金を交付の目的以外に使用しないこと。
- （2）提出した書類に変更が生じる場合は、直ちに届け出ること。

第 1 5 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

板橋区長 宛

法人所在地

法 人 名

代表者氏名

施 設 名

年度板橋区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付請求書

年 月 日付 第 号により金額確定を受けた 年度板橋
区特別養護老人ホーム経営支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円